

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 平成28年2月25日 午後1時20分から

場所 匝瑳市役所議会棟2階第二委員会室

委員定数 被保険者代表5名、保険医代表5名、公益代表5名

(出席委員) 押尾悦子、伊東秀子、萱森孝雄、大木公男、橋場永尚、
椎名栄次、石毛則男、鈴木琢雄、江波戸寛、向後英夫、林眞示、
島田省悟、塚本隆夫、小川雅章

(欠席委員) 神子さた子

(市側出席者) 市長(太田安規)、健康管理課長欠席(戸嶋統括、川口保健師
代理出席)、税務課長(伊藤久夫)、市民課長(塚本貢市)、同
副主幹(畔蒜稔行)、同主任主事(伊藤仁美)

議事及び概要

諮問事項

平成28年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について

その他

ア 平成28年度国民健康保険制度の改正予定について

イ 匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部を改正する規則
(案)

ウ 平成27年度特定健診等実施状況

エ 国保制度改革の経緯と概要等について

オ その他

開会(午後1時20分)

事務局

お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
ただいまから、平成27年度第2回の匝瑳市国民健康保険運営協
議会を開会いたします。

それでは、開会にあたりまして、最初に市長よりご挨拶申し
上げます。

市長

本日は、皆様方には大変お忙しい中、匝瑳市国民健康保険運

営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
また、日頃から国保運営を始め、市政全般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、国保制度においては昨年、医療保険制度改革法案が成立し、平成30年度から保険者を都道府県へ移行し、持続可能な医療保健制度の構築を図ることとされ、大きな転換期を迎えたところであります。

本日は、この後、平成28年度の匝瑳市国民健康保険特別会計予算案等についてご審議をお願いするわけですが、本年度と同様に平成28年度も厳しい財政状況が続くものと考えております。

市といたしましては引き続き、国保財政健全化計画に基づき、健全財政の運営に努めると共に、一般会計及び財政調整基金からの繰り入れにより運営してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、議案に対する慎重審議をお願いすると共に、今後の国保運営に対する忌憚のないご意見などを賜りますようお願い申し上げます。どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。さて、本日の議題に入らせていただく前に、配布資料の確認をお願いいたします。

(配布資料の確認)

事務局

それでは次第の3、議事に移ります。匝瑳市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

議長

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まり頂き、誠にありがとうございます。議事進行にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日の出席委員は、14名で過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、議事に入ります。諮問事項「平成28年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算（案）について」、事務局の説明を

求めます。

事務局 それでは、諮問事項、当初予算について概要を説明させていただきます。

(内容説明)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員 世帯数の減少の要因は死亡でしょうか。

事務局 社会保険の加入が一番の要因となっています。

議長 他に何かありませんか。

議長 では私からよろしいでしょうか。平成28年度の予算は減少していますが、大きなポイントはどこですか。

事務局 特徴的なことは、被保険者数の減少による国保税の減少と、先進医療により医療費は増加傾向であり、そのギャップにより財政運営の厳しさが見込まれています。

平成30年度からの都道府県化では、2つの大きなリスクの1つがなくなります。医療給付費は全額が県から交付されるため、医療費急増による財源不足のリスクはなくなります。残るリスクは、税収の落ち込みによる県への納付金の不足が生じた場合、財政調整基金または一般会計などからの補てんが必要です。また、県で基金が造成され、その基金による補てんも制度化されます。

(委員挙手)

委員 各市の所得は増加する予算編成ですが、本市は被保険者数の減少と所得の減少による国保税の減少ということですが、その

要因は何かと、もう1点は一般会計からの特別繰入が5000万円だが、29年度末で1億4000万円の基金残高が生じる予定なのに5000万円計上したのはなぜか。

事務局

所得の減少ですが、地方財政計画では地方税は1%増加するという予測はされていますが、本市の場合は給与所得者の割合が少なく、農業所得、その他の所得者が多く、伸びが見込めないため、減額を見込んでいます。

事務局

特別繰入の件ですが、要因が2つあり、平成30年度に都道府県化されると、国保税相当部分について、県から国保事業費納付金として請求があります。現行の国保税の水準で賄えるかどうか、歳入の変動による不足分に対して基金を残しておく必要があります。会計検査院からの指摘で保険給付費の5%以上ということであったので、二つのリスクのうちの一つのリスクがなくなったと考えれば、半分程度の1億円位残しておきたいと思っています。もう一つは、市の一般会計も一層厳しさを増すことから、繰入金金の執行に当たっては、平成27年度決算状況、平成28年度の事業状況を見ながら、財政当局と協議をすることとしております。平成29年度の法定外繰入についても、同様の考え方です。

(委員挙手)

委員

一般会計繰入金について説明願いたい。

事務局

一般会計からの法定分については、税の軽減分、人件費及び事務費分、出産育児一時金の一部、高齢者が多いことによる医療費の増高分等であり、法定で決まっているものです。法定外分は給付費の急増、税の減収による財源不足分に対してのもので健全化分として行っています。

議長

他にございますか。ないようでしたらお諮りいたします。諮問事項「平成28年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算（案）について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。諮問事項「平成28年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算（案）について」承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。よって、諮問事項「平成28年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認されました。

議長 次に「その他」に入らせていただきます。まず、その他ア「平成28年度国民健康保険制度の改正予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 それではその他アについて説明させていただきます。

(内容説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

議長 軽減税率の世帯はどれ位の世帯が対象になっていますか。

事務局 平成27年度は均等割の5,761世帯、平等割が3,276世帯です。

議長 ご意見等がないようですので、次にその他イ「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部を改正する規則（案）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではその他イについて説明させていただきます。

(内容説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員 受検対象者の資格要件の6か月以上は削除していただきたい。6か月以上の意味は何ですか。

事務局 平成22年度の規則改正の時に、納税の完納要件を追加した経緯があり、その主旨を尊重していきたいと思っています。6か月以上とは、例えば他市町村からの転入、又は年度途中の加入の場合、納税通知書が届いて、納税が確認できるのに3、4か月かかり、数か月の継続を確認するとすれば、6か月で規定したいと考えているものです。

(委員挙手)

委員 3月で定年退職をして、任意継続を2年して、4月から国保加入になるが、民間の場合は、定年年齢に達した月に退職をする者もいる。6か月经たないで年度末に達してしまう者がいる。自己負担もあるのだから、そういう方が税金を滞納するだろうか。

事務局 平成22年度の改正趣旨に基づいて確認期間を設け、概ねの考えですが、6か月でいきたいということで提案しました。

(委員挙手)

委員 要望ですが、再度、検討願いたい。

議長 そのほか、御意見はありませんか。
ご意見等がないようですので、次にその他ウ「平成27年度特定健診等実施状況」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではその他ウについて説明させていただきます。
(内容説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

議長 ご意見等がないようですので、次にその他エ「国保制度改革の経緯と概要等について」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではその他エについて説明させていただきます。

(内容説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員 システム改修費は多額になるのではないですか。

事務局 国が標準的なシステムを国の予算で開発しまして、都道府県や市町村に無償で提供することになっています。情報連携、各都道府県の保険料算定、被保険者管理という3つのシステムとなっています。資料の14ページ真ん中に表がありまして、6月にインターフェースの公開、10月に標準保険料の試算が始まります。

議長 せっかくの機会ですので、今日の議題に関わらず、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員挙手)

委員 介護保険料の年金天引きについて、特別徴収とはどういう意味か。

事務局 年金からの天引きということです。年金額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者保険料が年金支給額の半分以下で収まる場合は、特別徴収をすることになっています。

(委員挙手)

委員 年金からの天引きは法で決まっているのですか。

事務局 法定事項です。

(委員挙手)

委員 14ページのスケジュールの中に平成28年1月に国保事業費納付金、標準保険料率等の仕組み(案)を各自治体に提示するとあるが、標準保険料率等示されているものがあれば、教えていただきたい。

事務局 1月に、国からガイドラインが提示されました。現在、パブリックコメントをやっております。

標準保険料の算定方式ですが、都道府県単位で、どのような内容にするか決めることとなります。ガイドラインでは、4方式、3方式、2方式のすべての記載があり、国全体では2方式で、全国比較をすることとなりますが、県単位の標準として3方式、4方式を選択しても構わないとなっています。

ただし、この県単位の標準保険料が定められたとしても、実際の保険料は、各市町村が別な方式で定めることも可能で、各市町村がそれぞれ条例で定めることとなります。

県段階での標準保険料が、各市町村の国保税のベースにはなりますが、国保税部分として県に収める事業納付金では、医療費用の差や、年齢構成の市町村格差は、調整事項が二つ示されておりまして、年齢構成差を補正した医療費水準と、もう一つは、被保険者の所得水準です。その調整機能をどのように設定するかが、県内全市町村及び県での協議の場で検討されることとなります。

市町村としては、保険給付費は全額が県から交付されるので財源不足の心配はなくなりますが、標準保険料に基づく事業納付金は、市町村で定める保険料で賄えるのか心配が残り、医療費が高いところ、所得が高いところは高くなるという調整機能の設定が、協議の最大のポイントとなります。

(委員挙手)

委員

保険料について、千葉県で均一的な保険料ではなく、各市町村で税率が定められるということは、市町村から県に保険者が変わってメリットはあるのですか。

事務局

資料の6ページをご覧ください。「3 改革により期待される効果」において、地域医療構想、地域医療整備計画は都道府県が策定します。医療保険運営を都道府県化し、同じ団体が担うほうがより効率的な施設を整備して医療保険を運営できるということが、国が決定した核の部分です。

国保税の考え方としては、県レベルで標準的な保険料を定め、各都道府県で、2方式、3方式、4方式で水準を定めた保険料率に、その市町村の形で、本市が4方式ならば、置き換えるところになりますという提示があります。それにより条例で定めるのは各市町村となります。

議長

他に、ありませんか。

事務局

その他アの国保税の限度額と軽減制度の改正ですが、地方税法関係の改正通知が3月市議会に間に合わない見込みなので、その場合は、4月に間に合うよう例年どおり、市長の専決処分としてさせていただきます。

その他イの人間ドックについては、今後、法令審査会へ諮るなど手続きを進め、4月から施行したいと思います。

議長

他に、ご意見等がないようですので、これで打ち切らせていただきます。以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局

議長には、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは以上をもちまして会議は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後2時30分）